

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		平成25年7月29日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 兵庫県 尼崎市 西長洲町1丁目3-27		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 山川産業株式会社 代表取締役社長 易 宏治					
主たる業種	鉱業	細分類番号	0	5	5	6	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	省エネルギー活動の推進、リデュース、リユース、リサイクルの推進、環境負荷低減型商品の拡販、及び開発						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの完全実施						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,112.6 トン	4,295.5 トン	3,725.1 トン	トン	-2.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,112.6 トン	4,295.5 トン	3,725.1 トン	トン	-2.5 パーセント	
実績に対する自己評価		焼造砂リサイクル炉のバーナ更新、温度管理の徹底により燃費が20%以上改善等、環境マネジメントシステムが機能している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 出荷千トン数	30.33	27.64	25.94	トン	-11.67 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		各工程の計画書実施が機能しているところは劇的に削減が行われている。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		38.0 パーセント	76.0 パーセント	84.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	燃焼系のバイオ燃料使用可能性の検証、再生油の安定的調達					
	(24)年度	新たに採掘区周辺の緑化を環境マネジメントの対象とした。コンプレッサー等の更新時における必要空気量に見合った稼働要件の見直し実施、高効率燃焼バーナの一部導入					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	停車時のアイドリングストップの励行を勧める掲示（実施済み）					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	夜間早朝時の運送便待機時間中の車内空調の維持は仮眠等の必要性から完全実施は難しい					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	鉱区周辺の緑化、アイドリングストップの推進						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。